

## 児玉工業団地給水工事覚書

この度、児玉工業団地内に工場等建設に伴い給水の申込みをするにあたり、下記の条項並びに本庄市水道事業給水条例等の関係法令を遵守いたします。

### 記

1. 計画敷地面積 \_\_\_\_\_ (平方メートル)
2. 一日最大給水量 \_\_\_\_\_ (立方メートル)
3. 時間最大給水量 \_\_\_\_\_ (立方メートル)
4. 一日の使用時間 \_\_\_\_\_ (時間)
5. タンク式給水とし、受水タンクの容量は、原則として一日最大使用量の10分の4から10分の6を確保する。
6. 給水管の口径は、配水管の計画最小動水圧時においても、使用水量を十分に給水できる大きさとし、かつ、著しく過大でないものとする。
7. 当該施設は、善良な管理者を定め、水質汚染又は漏水しないよう管理し、異常があるときは、直ちに市長に届け出て適性な処置を行う。  
なお、受水槽以下の管理は給水装置所有者が行う。

年 月 日

(あて先)  
本庄市水道事業  
本庄市長

給水装置所有者  
住所  
フリガナ  
氏名

印